

意見聴き取り調査票

(一般社団法人福島県建設業協会)

1 総合評価方式について

- (1) 県の総合評価方式の特別簡易型の評価項目については、平成23年11月に、価格と価格以外の評価バランスを改善し、点数が固定化しやすい項目を組み替えるなどの評価基準の変更を行い、改正から1年が経過しますが、その影響についてどのようにお考えですか。

点数が固定化しやすい特別簡易型の評価項目の見直しについては、固定化していた優良工事表彰の廃止、配置する技術者によって変動する要素が新たに加わり、本会での要望結果が反映されたことから一定の評価がうかがえるものと感じている。

また、企業の技術力の変更については、直近の工事成績が評価対象となり、常に良い施工に努めなければならないことから工事品質の向上に繋がるものと感じているが、施工の難易度が適正に評価されない問題がある。

しかしながら、総合評価方式の評価項目については、企業規模や地域特性、有利になる企業と不利になる企業により意見は異なり、以前から多種多様な意見・要望が寄せられており、昨年の評価基準の変更以後についても同様の傾向にある。

なお、東日本大震災等の災害復旧工事（随意契約）の増加により、変更後の対象件数が少ないことから、改正による影響については、もうしばらく様子を見る必要がある。

- (2) 県の総合評価方式では、平成24年5月以降に公告する案件から東日本大震災等への対応を評価することとしましたが、このことについてどのようにお考えですか。

災害時における地元企業の対応への評価については、地域貢献の観点から非常に意義深いものであり、日頃から地域の安全・安心の担い手として自負する建設業界の活動が評価されたものと感じている。

しかしながら、原発事故の影響で避難を余儀なくされた企業は、当時、災害対応を行える状況になく、現在の総合評価方式での入札参加において評価を受けられず不利な状況となっているので、是非とも改善をいただきたい。

- (3) 県の総合評価方式について、その他御意見等があればお聞かせください。

災害復旧・復興工事の増加に伴い、従前以上に総合評価方式の入札参加者数は著しく減少傾向にある。その理由としては、提出書類が多く時間的に余裕がないことや、小規模な企業は持ち点が低くはじめから結果が判るので入札に参加しないことが挙げられる。よって、総合評価方式は規模の大きな企業ほど有利で競争性が低い状況となっていることから、完全実施の金額基準を引き上げるべきと考える。

持ち点の高い企業ほど有利になるため、配置予定技術者は施工能力や工事成績等で評価点を持った者で入札参加する傾向となる。このことは、常に実績のある技術者だけが経験を積み、若手技術者が経験を積めない状況となっている。よって、若手技術者育成の観点から、主任技術者等の補助として若手技術者を配置する場合には評価対象（低入札対策の場合を除く）とし、補助者の実績においてもその後の評価の際に同程度は認めてほしい。

建設業を営むのに直接関係のない評価項目を検証し、その是非を検討いただきたい。

良質な公共工事を市場の適正価格で、かつ地域に根ざした企業が受注する仕組みづくりを構築するため、引き続き現制度等の検証を含め、社会・経済情勢の変化や建設市場の環境変化等に応じて、適宜・迅速に不断の改善・見直しを行うことを今後も期待する。

2 元請・下請関係の適正化対策について

- (1) 県では、元請・下請関係の適正化に向けた取組みを強化するため、昨年度に初めて下請状況実地調査を行い、今年度以降も調査を実施することとありますが、このことの元請・下請関係への影響について、どのようにお考えですか。

下請状況実地調査の実施については、元請・下請関係の適正化に向けた有効な取組みと感じている。元請・下請相互の信頼関係の向上に繋がり、当事者間では解決できない問題などに行政が必要な権限を持ち介入することは必要で、今年度以降も継続的に実施すべきと考える。

また、調査の実施にあたっては、信憑性が保てるサンプル数の確保や調査対象企業（工事）の選定に偏りが出ないなどの配慮をいただきたい。

なお、県建設産業団体連合会を構成する本会及び専門工事業団体では、

本年8月から「適正な建設生産システムの構築に向けての懇談会」を開催（年度内3回程度予定）し、元請・下請間で解決すべき課題を共有するとともに、健全化を図るための取組みについて意見を交わすなど、元請・下請関係の適正化に向けた取組みを実施している。

- (2) 平成23年度下請状況実地調査において、変更契約書の取り交わしがなされていなかったり、変更契約の際に元請会社が根拠を明示しないまま代金決定が行われた例がありましたが、このような状況についてどのようにお考えですか。

変更契約書が取り交わされないことや、元請会社が根拠を明示しないまま代金決定を行うことは、建設業法上違反となる行為であり、行政及び業界団体で適切な指導を行う必要がある。

また、今後の調査実施において更に悪質なケースが判明した場合には、必要な指導や注意喚起に止まらず、是正勧告や行政処分を科すなど、より厳しい措置を講じることも必要と考える。

なお、発注者からの工事内容の変更や指示書の遅延により、下請業者との変更契約に遅れが生じる場合や、変更契約時に根拠を明示できない場合があるなど、発注者に起因するものもあるのでその改善に努めていただきたい。

3 入札不調について

- (1) 入札不調の主な原因として技術者や作業員の不足と労務単価の上昇等が挙げられていますが、入札不調対策としてはどのような取組みが有効であるとお考えですか。

労務単価や資材価格の高騰、設計積算が現場の施工条件に適さないなどから、予定価格を上回ることも入札不調の原因となっているので、予定価格を超えた金額でも契約可能となる仕組みづくりが有効である。（予定価格の上限拘束性の撤廃）

現在の公共工事労務費調査では、どうしても市場価格の後追いとなるため、実勢価格で契約できる新たな仕組みづくりが有効である。

現状の技術者数と作業員数、資材・機材の供給に見合った発注の平準化や、より効率的に施工可能とするための発注時期の見直し、限られた技術者を有効に活用するための技術者制度における専任制の緩和措置などが考えられる。

発注地域外や県外からの応援を得るために必要な宿泊施設の整備、設計積算への宿泊費や交通費等の適正な費用計上が不可欠と考えられる。

- (2) 県では、現場代理人の常駐義務緩和の対象となる工事を拡大するなど、現場代理人の常駐義務緩和を試行していますが、このことについてどのようにお考えですか。

現場代理人の常駐義務緩和の対象となる工事の拡大は、入札不調対策において効果的な取組みであり、各企業とも有効に活用している。

更に効果的な取組みとするため、管理件数及び距離の拡大、異なる発注機関での適用、現場代理人の負担軽減のための工事書類の簡素化について、災害復旧工事での特例として認めてほしい。

4 電子入札・電子閲覧について

県では、電子入札及び電子閲覧を農林水産部及び土木部発注案件の一部で実施しておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

電子入札の技術資料は、公告日から提出日までの期間が短いため、技術書類等の検討を十分に行えない状況にあるので、休日を除く設定期間の延長が必要である。

電子閲覧については、更なる閲覧用設計書の電子化を推進いただき、全ての発注工事での早期適用を求めるとともに、土日の閲覧を可能とすることや汎用性のあるファイル形式での提供など、より使い勝手の良いものとしてほしい。

なお、一部に通信環境の不十分な地域があるので、県としても早期整備を推進してほしい。

5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

一般競争入札の条件付けについては、過去の工事实績や工事規模ばかりを重視するのではなく、地域経済の活性化や地域雇用の観点からも地域に根ざした建設企業が受注しやすい環境となるような地域要件の検討をお願いしたい。

また、地域要件の検討にあたっては、更なる県内建設業者の育成の観点から、地域での入札参加可能業者数を概ね10者程度まで緩和していただきたい。

い。

舗装工事の地域要件について、地域を支える地元企業の受注機会を確保する観点から管内を設け、金額範囲を引き上げてほしい。

(舗装工事における地域要件：左は現行、右は改正例)

設計金額	地域要件	設計金額	地域要件
2千万円以上	県内	5千万円以上	県内
5百万円以上2千万円未満	隣接3管内	1千万円以上5千万円未満	隣接3管内
5百万円未満	隣接3管内	1千万円未満	管内

また、一般土木工事及び建築工事の地域要件における管内の金額範囲を引き上げてほしい。

(一般土木工事における地域要件：左は現行、右は改正例)

設計金額	地域要件	設計金額	地域要件
1億円以上	県内	1億円以上	県内
3千万円以上1億円未満	隣接3管内	5千万円以上1億円未満	隣接3管内
1千万円以上3千万円未満	管内	1千万円以上5千万円未満	管内
1千万円未満	管内	1千万円未満	管内

(建築工事における地域要件：左は現行、右は改正例)

設計金額	地域要件	設計金額	地域要件
5千万円以上	県内	5千万円以上	県内
1千万円以上5千万円未満	隣接3管内	1千万円以上5千万円未満	隣接3管内
5百万円以上1千万円未満	隣接3管内	5百万円以上1千万円未満	管内
5百万円未満	管内	5百万円未満	管内

不良不適格業者が参入しやすい小規模工事、下位ランク工事等は、品質確保のため技術力・施工管理能力を備えた業者を発注者責任で指名する「指名競争入札」を一部で導入してほしい。

適正な利益を確保するため最低制限価格等の設定水準を95%以上に引き上げてほしい。

小規模工事における低入札価格調査制度の失格基準について、直接工事費、現場管理費、一般管理費の割合を更に引き上げてほしい。

低入札価格調査制度の運用について、低入札工事物件を抱える企業への減点措置や、低入札を幾度となく繰り返す企業の入札制限措置などを検討してほしい。

不良不適格業者の排除や下請業者へのしわ寄せ防止などに資するため、

無制限になっている下請の回数制限を講じてほしい。

土木工事標準歩掛の使用に当たっての留意事項

- (1) 土木工事標準歩掛は、我が国で行われる土木工事に広く使用される工法について、「施工合理化調査(施工実態調査)」をもとに、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を各々の工程ごとに設定したものである。標準歩掛は、あくまでも標準的な施工を想定した、予定価格を算出するためのツールであって、実際の施工における工法や機械を規定するものではない。
- (2) 標準歩掛の1つの歩掛の改正、制定までの手順は、次のとおりである。
 - ① 歩掛モニタリング(簡易な施工実態動向調査)結果、及び各関係発注機関やその他関連団体等からの歩掛に対する意見等を参考とし、使用頻度、施工形態の変化等を勘案して、調査対象工種を決定する。
 - ② 決定した各工種は、直轄及び補助の現場において施工の実態を、作業員、使用機械、材料などについて詳細な施工実態調査(現場数は、各工種について100現場程度)を実施する。
 - ③ 実態調査のデータ収集・解析を行い、歩掛の改正、制定を行う。
 - ④ 調査から歩掛の改正、制定までに要する期間は、通常3年程度必要である。
- (3) 調査結果は、各種施工条件が同一と考えられる場合、多くは若干のパラツキを持ったデータ分布となるが、標準歩掛は標準的な施工が行われた場合の所要量として、その平均値を(例：図-1)をもって設定されている。

よって、実際の施工において労務等が標準歩掛に比べて差があったり、使用機械の機種、規格が異なったりすることは十分に起こり得ることを認識することが重要である。

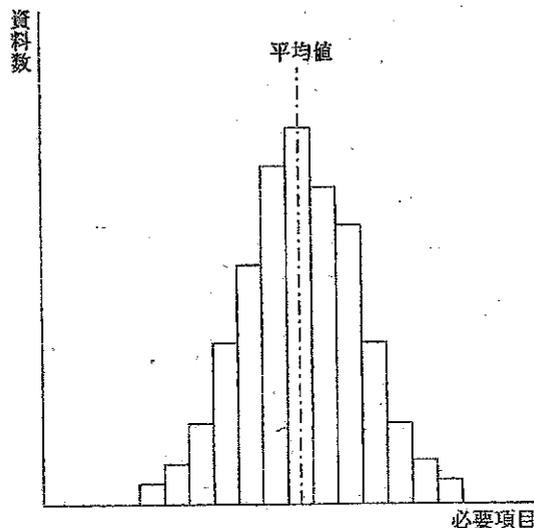


図-1 (イメージ図)

- (4) 参考工種と記載されている歩掛については、調査事例が少ない等の理由により、引き続き事例収集に努め検討を進めるべき歩掛として整理したものである。

[参考例として加筆]

例ですが、ある物を作るときに、1日に10mを1人で実施することができるというものが標準歩掛として設定されております。

しかし、現場によって、8mあるいは6mしか施工できない場合があるとしますと、各々歩掛として1.25倍、1.67倍の人工を計上すれば問題ないのですが、現実には標準歩掛で積算されていますので、毎日、0.25人、0.67人と赤字が増大していくことがわかつて思います。

クレーンなどの経費や現場代理人などの人件費も、それに伴って増加することになりますが、今の積算基準では反映されません。